



Hayama Marina Yacht Club

2007年HMYCクルーザーレース帆走指示書

(年間保存版)

2007年1月1日
葉山マリナヨットクラブレース委員会

HMYCクラブレースは、会員のセイリング技術向上を目指し、
HMYC会員相互の親睦を深める事を趣旨とする。

<レース日程>

HMYCレース予定表による(配布済み)

(<http://www.hmyc.or.jp/hayama/race/schedule/HMYC05Race.pdf> からダウンロード可)

<レース資格>

- 1) HMYCの会員艇または当該レース委員会が参加を認めた艇であること。
- 2) HMYCのレーティング委員会が定める有効なレーティングを有する艇であり、有効なる船舶検査証を有する艇であること。
- 3) ヨット保険に加入している艇であること。

<責任の所在>

- 1) レース艇が【スタートするか否か】または【レースを続行するか否か】は各艇の責任において決定しなければならない。
- 2) レースに参加することに伴う、海上及び陸上における人命ならびに傷害および傷害等に関わる一切の事故について、レース参加者自身が責任を負わなければならない。
- 3) 上記事故について、HMYCおよび当該レース委員会はその責任を負わない。

1. 適用規則

- 1) RRS 2005 ~ 2008
- 2) 帆走指示書

2. 帆走指示書の改訂または追加(アmendメント)

出艇申告または艇長会議の際に文書または口頭によって通知する。

3. 出艇申告

所定の用紙に記入の上、次の参加料を添えて、レース本部にスタート当日の9時まで提出すること。ただし、ピザーラカップおよび城ヶ島レガッタは別途指示する。

- 1) 参加料： 5000円(非会員艇がパーティーに参加する場合、別途2000円を徴収する。)
- 2) レイトエントリー： 艇長会議終了時迄に出艇申告を完了していない艇は、プラス1,000円のレイトエントリーフィーを支払わなければならない。

3) 外来艇は2回目の参加より、事前のFAXによる出艇申告を受け付ける。

4. 艇長会議

艇長会議は、必要に応じて開催することとし、出艇申告の際に艇長会議の有無ならびに開催場所について通知する。

5. スタート時刻

- 1) スタート時刻は、2)のレース以外原則的にAM10:30とする。
- 2) ピザーラカップは6:00、城ヶ島レガッタは9:00とする。

6. コース

- 1) 小網代沖浮標回航 : S . 小網代沖浮標 (反時計回航) F .
- 2) 城ヶ島南西沖浮標回航 : S . 城ヶ島南西沖浮標回航 (反時計回航) F .
- 3) 烏帽子岩回航 : S . 烏帽子岩 (時計回航) F .
- 4) 風上・風下マーク : S . W . M . L . M W . M . L . M F .
(上下ソーセージ) (反時計回航)
- 5) スーパーロングトライアングル : S . 平塚沖浮標 城ヶ島南西沖浮標 F .
(ピザーラカップ) (反時計回航)

注1 . 名島水道および亀城燈台の陸側は通過してはならない。

注2 . S . = Start (葉山)
W . M . = Windward Mark
L . M . = Leeward Mark
F . = Finish (葉山)

注3 . 城ヶ島南西沖浮標 : N35°05'59.37" , E139°32'09.65" (参考値)
黄色やぐら形 7 . 9 m H

7. スタートライン

- 1) スタートラインは、HMYC旗を掲げた本部艇のマストとリミットマークの見通し線とする。
- 2) 本部艇のスターンに繫縛されたマークブイは本部艇の一部とする。
- 3) スタート信号の10分以降にスタートする艇は〔スタートしなかった(DNS)〕と記録する。

8. レーススタート(RRS26の一部変更)

- 1) 予告信号(スタート5分前) :【レース旗】を掲揚し、音響信号1声を発する。
- 2) 準備信号(スタート4分前) :【P旗】を掲揚し、音響信号1声を発する。
- 3) 1分前信号 :【P旗】を降下し、音響信号1声を発する。
- 4) スタート信号 :【レース旗】を降下し、音響信号1声を発する。
- 5) スタート延期信号 :【AP旗】を掲揚し、音響信号2声を発する。
新たな予告信号は【AP旗】降下の1分後に行われる。
【AP旗】降下の際は音響信号1声を発する。

9. リコール

- 1) インディビジュアル・リコール
 - (1) 本部艇に【X旗】を掲揚し、音響信号1声を発する。
 - (2) リコール艇は各艇の責任においてスタートラインに戻り、正しいスタートをしなければならない。
 - (3) 上記(2)に違反した艇はOCSとする。
 - (4) ピザーラカップ・城ヶ島レガッタ及び真鶴レースのリコール艇は失格とせず、5%のタイムペナルティを課す。

2) ゼネラル・リコール

- 1) 本部艇に【第1代表旗】を掲揚し、音響信号2声を発する。
- 2) 新たな予告信号は【第1代表旗】の降下の1分後に掲揚される。
- 3) ゼネラル・リコール後の再スタートには30・1I旗規則を適用する。この場合I旗が準備信号となる。スタート信号の1分前に音響信号(長音)1声とともに降下する。
- 4) 再度ゼネラルリコールした場合、その後のスタートもI旗規則を適用する。

10. フィニッシング・ライン

- 1) フィニッシング・ラインはHMYC旗を掲げた本部艇のマストとリミットマークの見通し線とする。
- 2) 本部艇のスターンに繫縛されたマークブイは本部艇の一部とする。
- 3) その他フィニッシングラインは艇長会議にて別途指示する事がある。

11. タイムリミット

- 1) 年間を通して15:00とする。ただし、ピザラカップは別途規定する。
- 2) 1艇でもタイムリミット内にフィニッシュした場合には、タイムリミット内にフィニッシュしなかった艇を【DNF】とする。
- 3) 1艇も定められたタイムリミット内にフィニッシュしなかった場合には全艇を【DNF】とし、ポイントを与える。但し、レース委員会の協議によって、再レースにする事がある。

12. レース中のリタイア

レース中にリタイアした艇は速やかに本部艇に連絡する。連絡を怠った艇はレース委員長の譴責を受ける。

13. 抗議

- 1) 抗議はRRS2005~2008によって行うこと。
- 2) 抗議艇はフィニッシュ時に抗議の意志を本部艇に伝えなければならない。
- 3) 抗議の締め切り時間は、帰港後30分以内とする。
- 4) 抗議はRRS153ページの書式を使用する。

14. 失格に代わる罰則

- 1) 第2章に関する規則違反はRRS規則44.2(2回転ペナルティー)を適用する。
- 2) RRS第2章以外の規則違反は失格もしくは最高5%のタイムペナルティーとする。
- 3) マークと接触した場合は1回転ペナルティーを適用する。

15. 順位

- 1) 順位は、HMYC Handicap System(ハヤマポイント)によって、各艇の所要時間から算出した修正時間に基づく修正順位とする。
- 2) 上記修正時間が同一の場合にはレーティングの小さい方の艇を修正順位の上位とする。
- 3) 2レースの場合、合計ポイントが同じでレーティングも同じ場合には、第2レースの上位艇を上位とする。

16. 表彰

- 1) 各レースの優勝・2位・3位に賞品が授与される。
- 2) 年間成績の優勝・2位・3位・4位・5位・6位にカップが授与される。
- 3) 年間成績対象22レースの全レースに参加した艇に皆勤賞が授与される。
- 4) 年間28レース全レースに参加した艇には、特別皆勤賞が授与される。

17. 年間成績

- 1) 年間成績は、年間成績対象 22 レース中の上位 17 レースの合計得点により決定する。
- 2) 各レースの得点
 - 1 位・・・0.75
 - 2 位・・・2.0
 - 3 位・・・3.0
 - 4 位・・・修正順位の数を得点とする。

以下は参加艇数プラス 1 点とする。ただし、最低 21 点とする。

- OCS・・・(スタートが早すぎたか、あるいはスタートの手順に従わなかった)
- DNS・・・(レース艇として記録されたものの、スタートしなかった)
- DNF・・・(フィニッシュしなかった)
- RAF・・・(フィニッシュ後、リタイヤした)

以下は参加艇数プラス 2 点とする。但し最低 22 点とする。

- DSQ・・・(失格とされた)

以下は参加艇数プラス 5 点とする。但し最低 25 点とする。

- DNC・・・(不参加艇)

- 3) 京急カップ、葉山マリーナカップ、ピザラカップ、城ヶ島レガッタの得点はその他レースの 1/2 とする。DNS、DNF、RAF、DSQ、OCS も 1/2 の得点とする。
- 4) 本部艇の得点は上位 16 レースの平均点とする。
- 5) 上記年間成績対象のレースが悪天候等の理由により中止となった場合には、中止したレースの数に相当する数を合計得点のレース回数から差し引くものとする。
ただし、14 レースを下回る場合には 14 レースをもって合計得点とする。
例 -1 レースが 1 回中止になった場合には年間成績は上位 16 (17 -1) レースの合計得点により決定する。
例 -2 レースが 4 回中止になった場合には 13 レース (17 -4) であるが、上位 14 レースの合計得点により決定する。

18. 艇装品の変更

- 1) レーティングに影響及ぼす艇体の改造 / 艇装の変更 (セールプラン、プロペラ、キール等の変更) を行った場合にはレース委員会に事前に申告すること。
- 2) 上記申告を怠り、レースに参加した場合には、レース委員会は当該艇に失格を含む罰則を課すことができる。

19. その他、付則

- 1) HMYC 会員艇で当日ファーストホームした艇 (2 レースの場合は 2 レース目) はパーティーの準備を手伝わなくてはならない。
- 2) HMYC 会員艇で当日優勝した艇は、パーティーの後片づけをしなければならない。

以上